

令和4年度以降の方針（案）

中学校

○原則持込み禁止とし、個別の状況に応じて、やむを得ない場合は例外的に認める。

ただし

○一定の条件（※）を満たした上で、学校を単位として持込みを認めることができる。

※【参考資料②】「【中学校】学校単位による携帯電話持込みに係る確認表（教育委員会事務局作成）」参照

一定の条件を満たした上で、学校を単位として持込みを認める際の流れ

【中学校】

- ・「学校単位による携帯電話持込みにかかる確認表（学校用）・（生徒・保護者用）」に基づき、学校と生徒・保護者との間で各項目について合意がなされ、必要な環境の整備や措置が講じられている。

（在籍する全家庭との合意を原則とする）



- ・校長は、学校単位で持込みを認めることについて、指導部（生活指導グループ）に届け出る。



届出



指導助言

【指導部生活指導グループ】

- ・教育ブロックと連携し、申請校が必要な環境の整備や措置が講じられているかを確認する。

【参考】

保護者のみなさま

大阪市立〇〇△学校
校長 〇〇 〇〇

大阪市立〇〇△学校における携帯電話の取扱いに関する同意確認書の提出について

平素は本校の教育活動にご理解・ご協力を賜り誠にありがとうございます。

標記の件につきましてお知らせいたします。災害発生時や犯罪に巻き込まれた（巻き込まれそうな）際の緊急の連絡手段や犯罪の抑止力として、保護者の責任のもと、登下校中の子どもに携帯電話を所持させたい場合は、本同意確認書に必要事項を記入して、担任にご提出ください。

本同意確認書の「同意確認事項」を読み、保護者・児童生徒が同意・確認できるそれぞれの項目について、すべてのチェックボックスへ「✓」をご記入ください。すべての項目に同意いただけない場合は、登下校中に携帯電話を所持することはできません。

大阪市立〇〇△学校長 様

年 月 日

大阪市立〇〇△学校における携帯電話の取扱いに関する同意確認書

次の事項に同意することを条件に、保護者の責任の下、登下校中の子どもに携帯電話を所持させたいので同意書を提出します。

同意確認事項		保護者 ✓	児童生徒 ✓
1	登下校中は、携帯電話をかばんの中に入れ、災害時や犯罪に巻き込まれる等の緊急の場合以外では携帯電話をしません。		
2	校内ではかばんの中に入れ、学校の指示があるとき以外は携帯電話をしません。		
3	携帯電話の所持について学校のルール等が守れない場合、学校が携帯電話を預かり保護者に返却する、一時的又は長期的に登下校中の所持を制限する等の学校の指導に従います。		
4	災害時等の緊急時以外で、保護者から子どもの携帯電話への連絡はしません。		
5	携帯電話の適切な使用や使用時間について、家庭でルールをつくり、適切に管理します。		
6	使用するアプリケーションやサービスについて、使用前に家庭で話し合います。		
7	フィルタリングや携帯電話の使用制限を設定し、不適切な使用や長時間の使用をさせない工夫や、パスワードを設定する等、個人情報の流出や不正な使用を防ぐ工夫をします。		
8	インターネット上のトラブルやいじめ、犯罪被害等があった場合の相談窓口や連絡できる関係機関を知っています。		
9	携帯電話の破損・盗難・個人情報の漏洩等については、保護者の責任とします。		

年 組 番 児童生徒名 _____ 保護者名 _____
(自署) (自署)